

総務委員会陳情一覧表

○継続分 1 件

付託委員会名	総務委員会		要 旨	紹介議員	採 否	委員会 の 見 意	執行機関 に対する 措置	
受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	送 付					回 答	
陳情第50号 (20.2.4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男		永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について					

○新規分 3 件

付託委員会名	総務委員会		要 旨	紹介議員	採 否	委員会 の 見 意	執行機関 に対する 措置	
受 理 番 号 (受理年月日)	提 出 者	送 付					回 答	
陳情第104号 (21.1.7)	岡山市庭瀬915 林 健二		国籍法の改正によって 生じ得る偽装認知の防 止などを要請する意見 書の提出について					
陳情第105-1号 (21.2.17)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏		雇用の安定と地方自治 体財政の拡充を求める ことについて					
陳情第106-1号 (21.2.23)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信 外5団体		平成21年度岡山県私 学に係る行財政措置に ついて					

請願・陳情

平成21年3月12日

総務委員会

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の見 意	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第50号 (20. 2. 4)	備前市三石2722 日本会議岡山顧問 西川 晃男	永住外国人への地方参 政権の付与を日本政府 に求める意見書を採択 しないよう求めること について					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

現在、在日本大韓民国及びその賛同者が、永住外国人地方参政権付与を日本政府に求める意見書を、全国の自治体の議会において採択するよう働きかけている。

そして、事実は確認されていないが、現在のところ全国1,882自治体のうち971(52%)の自治体はその意見書を採択していると彼らは言っている。

しかしながら、地方といえども、参政権を外国人に付与するのは明確に憲法違反である。岡山県においては、このような意見書を提出する議案が上程された場合には、以下の陳情の理由を冷静に判断していただき、安易に採択することなく、慎重審議の上否決されるように求める。

(陳情理由)

- 1 日本国憲法では、参政権を国民固有の権利(第15条第1項)としているが、地方参政権もその自治体の住民が選挙することになっている(第93条第2項)。そして、平成7年2月28日の最高裁判決で「住民とは日本国民を意味する」としている。
- 2 参政権付与に賛成する人々は、同判決の傍論にある「憲法上禁止するものではないと解するのが相当である」との部分を取り上げて最高裁のお墨つきを得たと喧伝しているが、この部分はあくまでも傍論であって主文ではない。この主文では原告(民団団員)の訴えは明確に棄却されている。

3 韓国では平成17年、在韓永住外国人の一部に地方選挙権を認めた。それをもって、相互互惠主義ののっつて日本でも認めるように働きかけがなされているが、昨年の韓国地方選挙で選挙権を得た日本人はわずかに51人である。しかるに我が国には現在永住外国人は約70万人であるので、相互互惠といったものでは決してない。

4 諸外国でも認めていると主張する人々もいるが、もともと一国であったスカンジナビア諸国を中心に統合を理想とするEU等20カ国くらいであり、世界の趨勢ではない。それを我が国に当てはめようというのは、著しく妥当性を欠く。

5 基本的人権であるから、また、納税しているから認めよと言う人々もいるが、では、選挙権のない未成年者には基本的人権はないのか、納税していない低所得者や学生には選挙権は付与されないのか。また、税金とは行政サービスの対価であるから、納税と参政権とは別個の存在である。

6 国政ではないからよいではないか、と言う人々もいるが、地方政治といえども国政に密接に関係しており、教育・治安・安全保障等重要な役割を担っているということは、地方議員の皆様が一番よく御承知のことだと存ずる。

以上のとおりであるので、当該議案がもし上程された場合、事情をよく御認識いただき、慎重審議の上、否決されるよう陳情する。

執行部意見

(企画振興部市町村課)

永住外国人への地方参政権の付与については、基本的には国の立法政策にかかわる事柄であり、現在、国会において「永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案」が継続審議とされていることから、その動向を注視してまいりたい。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第104号 (21.1.7)	岡山市庭瀬915 林 健二	国籍法の改正によって 生じ得る偽装認知の防 止などを要請する意見 書の提出について					

[陳情の内容]

(陳情事項)

国籍法の改正によって生じ得る偽装認知の防止、改正された国籍法の厳格な制度運営を申請する意見書及び問題があった場合には直ちに再改正を行う旨の意見書を国会、関係行政庁に提出すること。

(陳情理由)

国籍法の一部を改正する法律が12月5日に可決され、12月12日に公布された。本改正案は、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届け出による日本国籍の取得を可能とするために提出されたものである。

しかし、改正法の適正な施行に向けて両院で附帯決議が行われたほか、国民の間でも、偽装認知や不正に日本国籍を得た者による犯罪行為を懸念する声がある。

違法に日本国籍が取得された場合、それに伴い生じ得る犯罪行為や不正行為によって、岡山住民の福祉増進、住民の治安並びに地方公共団体の発達が妨害される可能性がある。よって、この改正により、地方公共団体の公益が脅かされるおそれがあるため、偽装認知の防止並びに改正された国籍法の厳格な制度運営を要請する意見書及び問題があった場合には直ちに再改正を行う旨の意見書を国会、関係行政庁に提出することを陳情する。

執行部意見

(総務部総務学事課)

国籍法の改正については、昨年12月、国会での審議を経て成立し、本年1月より施行されているところである。

県としては、改正法の施行にあたっては、国において適切に対応されるものと考えている。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第105-1号 (21.2.17)	岡山市春日町5-6 岡山県労働組合会議 議長 妹尾 幸敏	雇用の安定と地方自治 体財政の拡充を求める ことについて					

〔陳情の内容〕

（陳情趣旨）

アメリカ発の金融危機に端を発した経済危機が、今、国民生活を直撃している。とりわけ、大手製造業を中心とする大量の非正規労働者の雇いどめで、職と食、住を同時に奪われる労働者の雇用と生活の支援、また、原材料高騰の影響と貸し渋り、貸しはがしに加えた仕事量の減少に苦しむ中小零細事業者の経営は、一刻の猶予もできないほど深刻な問題となっている。

これらの問題を解決する上で、自己責任の貫徹を迫った新自由主義からの転換や雇用安定のための規制強化、社会保障の充実を中心とするルールある資本主義を目指すことが求められている。大企業を中心とした経済成長だけを追求し、いずれ成長の滴が労働者や中小企業、地域経済にも回ってくるという経済社会では、持続的発展の可能性がないことははっきりした。それは大企業が膨大な内部留保（資本金10億円以上の製造業は2001年度に56兆円の内部留保を持ち、2007年度には73兆円に膨れ上がり、株式配当も1.7兆円から5.7兆円にふえている）を持ちながら、景気が悪くなると派遣労働者や期間工を一斉に解雇するというむちゃくちゃな振る舞いによって、日本経済が一気に不況に落ち込むという身勝手さにあらわれている。また、下請企業や関連産業が連鎖的に打撃を受け、消費者が生活防衛のために消費を控えるという悪循環によって、地

域経済はますます冷え込むという構造を生み出していることにも示されている。

こうした悪循環を解消するためには、働く者の雇用の安定が何より求められている。製造業への派遣を禁止することを含め1999年の原則自由化以前の法律に戻すなど、労働者派遣法の抜本改正は緊急の課題である。

官から民への一方的な改革にも、改めて疑問がわき上がっている。住民の安全・安心を守るためには、三位一体の改革による地方切り捨ての構造改革ではなく、公共サービスを充実させることができる地方の財政拡充が求められている。企業から解雇され、行き場を失った派遣労働者が地方自治体を頼り、安心して充実したセーフティーネットのサービスを受けることのできる体制こそ必要である。

以上の趣旨から、下記事項について、地方自治法第99条に基づいて、政府に対する意見書を提出していただくよう陳情する。

（陳情事項）

- 1 派遣労働法を抜本的に改正して、働く者が正規社員として安心して地域に住むことができるようにすること。（産業労働警察委員会付託）
- 2 三位一体の改革による地方切り捨ての構造改革ではなく、地方交付税の確保などにより地方財政を拡充すること。

執行部意見

（総務部財政課）

2. 地方交付税に関しては、平成21年度の地方財政計画において、「地域雇用創出推進費」が創設されたことなどから、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は、20年度比15.0%増となったところである。

付託委員会名	総務委員会						
受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	採否	委員会の 意見	執行機関に 対する措置	
						送付	回答
陳情第106-1号 (21.2.23)	岡山市石関町2-1 岡山県私学協会 会長 佐藤 元信 外5団体	平成21年度岡山県私 学に係る行財政措置に ついて					

[陳情の内容]

(陳情趣旨)

平成21年度に向けて、私学教育の振興並びに保護者の教育費負担の軽減のため、私学助成等に関する行財政措置の一層の充実について、特段の御理解と御配慮を賜るよう要望する。

(陳情事項)

1 公立高校の共生を図るための募集定員の適正化について【文教委員会付託】

現在県内全日制高校の募集定員は、平成12年2月の岡山県高等学校教育研究協議会の平成20年度を目途とする答申により、中学卒業者に対する全日制高校進学割合を93.5%で積算している。これは、ここ数年の実績(平成18から20年度平均89.8%)と大きく乖離しているため、県内全日制定員が過大に積算される結果となっている。

県内高校の全日制定員数が実態に即したものにならないければ、5倍を超える公私学費格差の中で、この過大定員が公立高校への誘導定員となり私立高校に大きく影響してまいる。

ついては、公立全日制定員募集定員を実態に即したものにすため、目途の年次を経過した岡山県高等学校教育研究協議会の答申に固執することなく、実績数値(89.8%)に基づく、実態に即した適正な県内全日制定員の策定を行うよう要望する。

このことが、県内公立高校の共生を図る上で重要であると考えます。

2 私立高等学校授業料減免補助金について

経済的理由により学費負担の困難な家庭を対象としたこの補助金は、生徒の進路保証の面からも極めて重要な役割を果たしている。

現下の金融経済危機、雇用悪化等から保護者の収入の激減による生活不安が拡大している中で、現行の補助金制度の見直し(基準の緩和:対象要件、補助金額等)を図り、さらなる制度の内容充実をお願いする。

3 発達障害等のある生徒の受け入れに対する助成措置について

私学では、これら生徒の受け入れについて鋭意努力をしてきているが、学校生活上での援助について、人的負担、財政的負担は極めて大きく、学校運営をも圧迫しかねない状況にある。

学校選択の自由の確保及び受け入れ校の負担軽減等の観点から、これら生徒の受け入れに対する助成制度創設の御検討をお願いする。

4 個人住民税における寄附金控除の対象拡大について(条例措置要望)

平成20年度税制改正により、所得税法の控除対象寄附金のうち、地方公共団体が指定した寄附金については、当該団体の個人住民税の税額控除対象とされることになった。

ついては、地域における公教育を担う私立学校の高い公益性にかんがみ、学校法人に対する寄附金について、住民の福祉に寄与する寄附金として、税額控除対象となるよう条例改正の措置(対象寄附金に指定)を講じていただくようお願いする。(中国地方の条例措置済み県 広島県、島根県)

- (参考)・控除方式 税額控除
 ・控除率 県民税4% 市町村民税6%
 ・控除限度額 所得金額等の30%
 ・適用下限額 5,000円

5 学校施設の耐震化整備に対する助成について

突発的大地震の発生が危惧される中で、子供たちの安全・安心を確保するための耐震化は急務である。しかしながら、その整備に要する多大な資金の確保は、私学経営の現状から極めて困難な状況である。

ついては、改正地震防災対策特別措置法の趣旨を踏まえ、格別の財政支援措置をお願いする。

6 教育改革推進等に係る補助金について

国家戦略と位置づけられている幼児教育の質の向上と子育て支援の重要性を踏まえ、社会的責任を担う私立幼稚園に対する行財政措置については今後とも格段の御支援をお願いする。

特に、預かり保育、子育て支援、障害児就園対策等々、幼稚園の役割、運営が多様化してきている。このような中、これらの補助金については社会変化に対応し、補助項目、単価等の交付基準について見直しを行う等柔軟な対応の御検討をお願いする。

については、受け入れ園の負担軽減等を勘案の上、障害児及び発達障害児就園に対する助成制度の一層の充実をお願いする。

7 設備整備費等に係る補助金について

専修学校・各種学校には、約1万人の学生が在学し、有能で活力に満ちた働く若者を養成している。

景気の悪化の中でこそ、県内産業の景気回復へ向けて、最新技術の習得や失業者、ニート等の再教育を行うことが重要である。そのため、各学校のインフラ整備と優秀な教員の確保が必要不可欠である。

については、県内の産業振興の将来を担う人材を育てる専門学校・各種学校の施設整備の助成について一層の御配慮をお願いする。

8 私立学校教職員退職金事業及び共済組合掛金に対する補助率について

県財政構造改革プランにより、これら事業の補助率は、平成21年度からそれぞれ1000分の34.5から1000分の14に、また1000分の8から1000分の4へと大幅な削減が行われることになった。このことは、現在の金融経済危機と相まって、教職員はもとより学校法人、事業実施団体にとって将来に大きな不安を抱えることになっている。

については、私学にとって将来展望が開けるよう、これらの削減は県財政構造改革期限の平成24年度までとするよう特段の御配慮を強く要望する。

執行部意見

(総務部総務学事課・税務課)

- 2 経済的な理由により修学に支障をきたす生徒への学校法人が行う授業料減免に対し、県として必要な補助を行っているところである。特に、保護者の解雇や倒産に伴い授業料の納付が困難となった生徒に対する授業料全額免除について、平成20年度補正予算案において拡充するとともに、平成21年度予算案においても学校法人が行う授業料減免に対応するための必要額を計上したところである。
- 3 発達障害等のある生徒の受入については、各学校において独自に取り組まれているところであるが、発達障害のある生徒が増えている中、今後の課題と考えている。
- 4 個人県民税に係る寄附金控除の範囲の拡大については、制度改正の趣旨にかんがみ、本県においても、平成21年度中に、条例指定を行う方向で具体案を検討してまいりたい。
- 5 県では、私立学校の耐震化を促進するため、私立学校の耐震診断に要する経費への補助を行うこととし、平成21年度予算案に計上したところである。
また、学校施設の耐震補強に係る国の補助制度において、倒壊等の危険性が高く、速やかな耐震化が必要とされる建物に対する補助率が、引き上げられたところであり、今後、その活用を積極的に促してまいりたい。
- 6 預かり保育、子育て支援並びに障害児及び発達障害児の就園に対する助成については、私立学校教育改革等推進補助金として、経常費補助金に上乘せして支援を行っているところであり、平成21年度予算案においても、必要額を計上しているところである。

7 県では、専修学校・各種学校の設備整備に対する助成を行っており、平成21年度予算案に前年度と同額を計上し、引き続き支援に努めることとしている。また、専門学校の施設整備については、国の補助制度が整備され、その周知を図っているところである。

8 財政構造改革プランでは、持続可能な財政運営のため、歳入に見合った歳出規模へ転換することとし、施策全般にわたる見直しを行った結果、この見直しをお願いしたところであり、御理解いただきたい。